資料２

# 土壌汚染対策法の見直しに向けた検討の方向性に関する意見及び提案

令和６年11月25日（月）

名古屋市 環境局 地域環境対策部 地域環境対策課

# 目次


## 1 汚染の状況を網羅的に把握するための調査・管理手法の確立

1-1　地歴調査に係る報告内容の整理、土壌汚染に関する情報の適切な管理、承継
1-2　試料採取等調査の適用範囲の合理化
1-3　詳細調査も含めた試料採取等調査方法の確立と試料採取地点等のDX化の推進
1-4　工事着手までの手続期間の確保と着手の前倒しの申請制度の創設

## 2 人の健康被害リスクに応じた合理的な区域指定制度の創設

2-1　自然由来等土壌の取扱いに関する合理化
2-2　指定区域内における健康被害リスクに応じた施行基準の設定
2-3　実態に即した要措置区域等の指定に係る基準の設定

## 3 汚染土壌の不適正な運搬・処理による汚染の拡散への対策強化

3-1　法対象外土壌に関する運搬・処理基準順守の義務化
3-2　再処理汚染土壌の運搬・処理状況に関する透明性の確保

# 1-1　地歴調査に係る報告内容の整理、土壌汚染に関する情報の適切な管理、承継

## ＜土壌汚染状況調査（地歴調査）（法施行規則第3条、3条の2）＞

### 現行制度

- 調査契機
- 情報の入手・把握
- 試料採取等対象物質の選定
- 汚染のおそれの把握

ただし書の調査猶予あり

### 見直しの方向性（案）

- 調査契機（拡充）
- 情報の入手・把握
- 試料採取等対象物質の選定
- 汚染のおそれの把握
- 土壌汚染のおそれの区分の分類（追加）

調査猶予なし

DX化に伴い見やすい・分かりやすい調査方法・報告内容に統一化

### 現行制度の課題と提案

- 有害物質使用特定施設を廃止する前に、自治体が覚知できないまま、土地の切り売りにより土地所有者等が変更することで、適切な調査・対策を実施できない。

**→土壌汚染のおそれの早期把握、情報の散逸防止の観点から、調査の猶予なく、有害物質使用特定施設の設置者・土地所有者等が変更する際に地歴調査を実施するなど、調査契機の拡充を図る。**

- 法令、ガイドライン等で地歴調査方法が記載されているものの、指定調査機関によって調査方法・報告内容が異なる。また、当該報告書類が多いことから、自治体の審査に係る負担、保管スペースを圧迫している。

**→DX化を進め、調査方法及び報告内容をより統一化し、国が一元化して管理できないか。**

**→地歴調査を「土壌汚染のおそれの区分の分類」まで入れることで、自治体・事業者双方にとって、見やすい・分かりやすい情報の管理を実現すべき。**

# 1-2　試料採取等調査の適用範囲の合理化（１）

＜法第3条・4条（有害物質使用特定事業場）＞

## 現行制度

一定の規模以上の土地の形質の変更

↓

土壌汚染状況調査
（地歴調査・試料採取等調査）

↓

所管自治体へ土壌汚染状況調査結果を報告

## 見直しの方向性（案）

一定の規模以上の土地の形質の変更

↓

地歴調査

- 健康被害リスクがないとき → 試料採取等調査の猶予（事業場敷地からの搬出なし、搬出時のみ事前届出制）
- 健康被害リスクがあるとき → 試料採取等調査の実施（詳細調査も含む）

↓

所管自治体へ土壌汚染状況調査結果を報告

## 現行制度の課題と提案

- 形質変更内容から健康被害リスクが少ない場合でも地歴調査で特定有害物質の取扱履歴がある場合、試料採取等調査も併せて実施する必要があり、仮に実施しないとしても調査省略となるため、事業者にとって、当該調査・対策に係る費用及び時間的制約が大きい。
- 試料採取等調査で土壌汚染が判明した場合、掘削除去を選択する傾向がある（脱炭素（GX）からの逆行）。

**→試料採取等調査の対象を限定的にするため、現行の法第3条ただし書の確認による調査猶予の条件に加え、例えば、事業場敷地から土壌の搬出がないケースについては適用除外、若しくは搬出時のみ事前届出制にできないか。**

# 1-2　試料採取等調査の適用範囲の合理化（２）

＜参考＞名古屋市で実施された措置の種類（H15年4月～R6年3月）

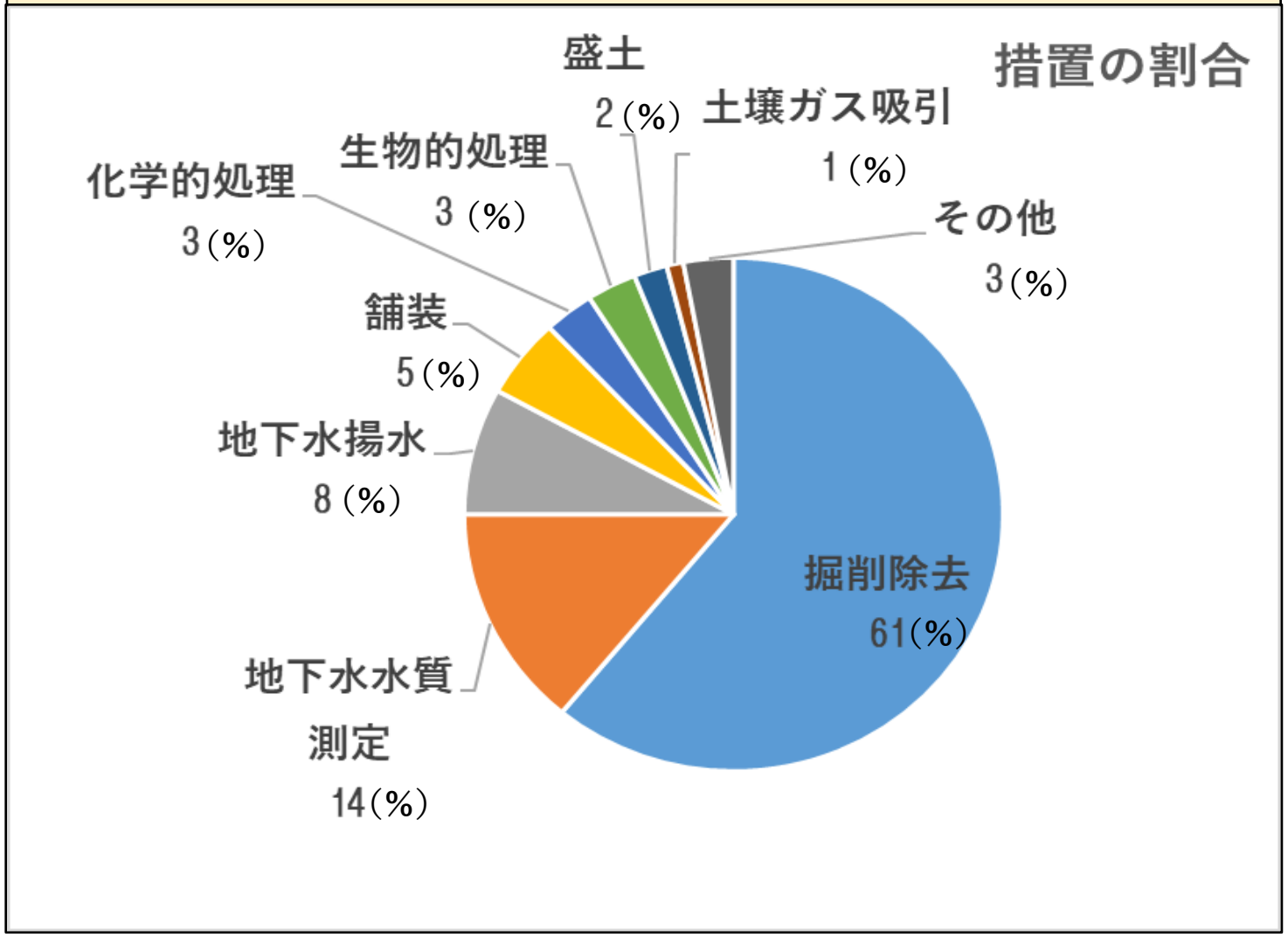

# 1-3　詳細調査も含めた試料採取等調査方法の確立と試料採取地点等のDX化の推進

＜法第3条・4条・5条・14条＞

## 見直しの方向性（案）

### （1）試料採取等調査方法の確立（詳細調査）

**平面方向**

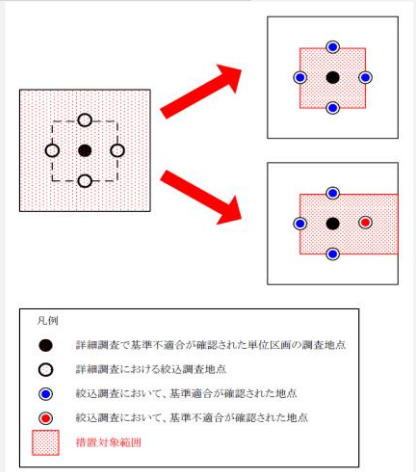


**深度方向**

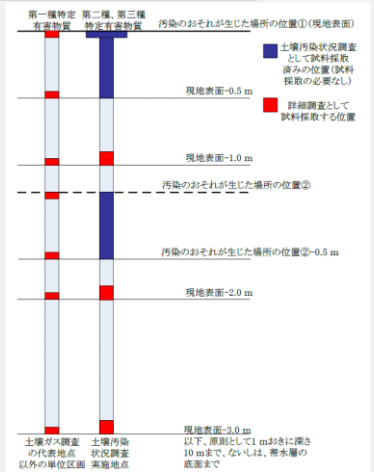


### （2）試料採取地点等のDX化

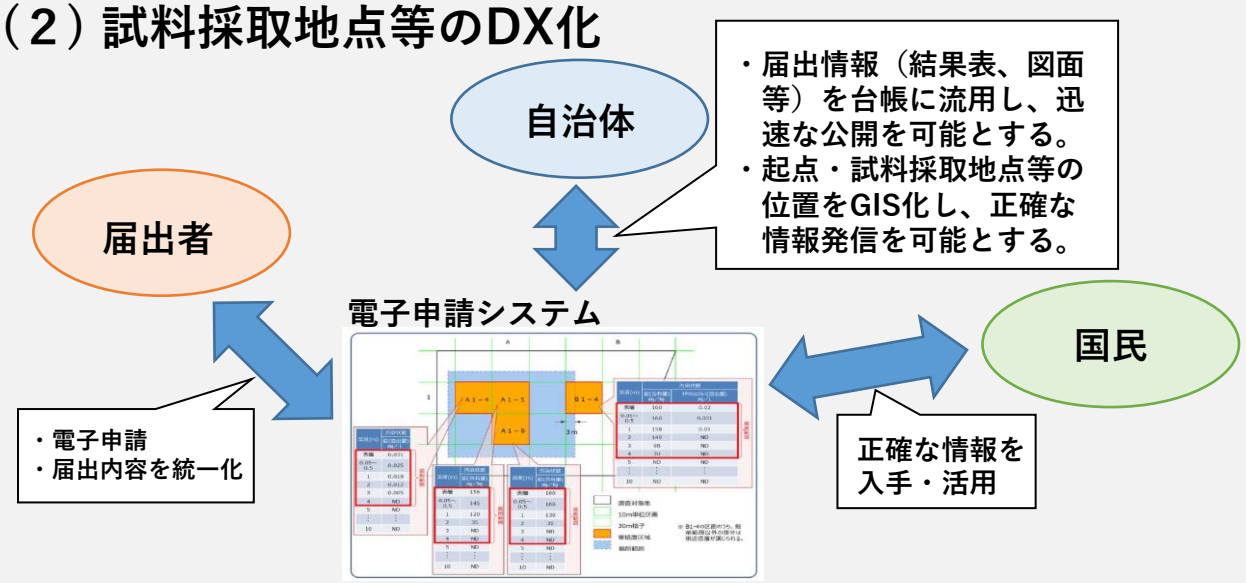


土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3.1版）（令和4年8月　環境省）、
汚染土壌の運搬に関するガイドライン（改訂第4.2版）（令和6年4月　環境省）参照

## 現行制度の課題と提案

- 現行制度は措置に係る範囲を確定させるための手法として詳細調査があるが、ガイドラインには記載があるものの、法令において明確な規定がないため、自治体による運用に差が見られる。
- 届出受理から台帳作成までに相当の時間を要するため、区域指定に係る自治体職員による負担は大きく、また、台帳の情報からでは、起点等の正確な位置情報を迅速に把握することが難しい。

**→詳細調査を試料採取等調査の一部として制度上に位置付け、調査手法を確立するべき。**

**→届出内容をより統一・DX化（起点・試料採取地点の位置をGIS化等）して電子申請等を可能とするシステムを構築することができないか。**

# 1-4　工事着手までの手続期間の確保と着手の前倒しの申請制度の創設

＜法第3条・4条＞

## 現行制度（法第4条）

**一定の規模以上の土地の形質の変更届出書**※1

※1 着手の30日前までに届出、法第4条第2項の規定による届出フローは省略

着手までの30日間で実施

**汚染のおそれの有無**

あり

なし → **終了**

**土地所有者等に弁明の機会の付与**

**土地所有者等に調査命令**

**土壌汚染状況調査（地歴調査、試料採取等調査）**

## 見直しの方向性（法第3条・4条）（案）

**一定の規模以上の土地の形質の変更届出書（＋期間短縮願）**※2

※2　着手の45日前までに届出

**地歴調査**

**健康被害のおそれの有無**

なし → **試料採取等調査不要**

あり

**土地所有者等に弁明の機会の付与**

**土地所有者等に調査命令**

**土壌汚染状況調査（試料採取等調査）**

着手までの45日間で実施（ただし、理由が相当であると認められたときに期間短縮可能）

## 現行制度の課題と提案

- 見直し案では、試料採取等調査が必要となるかどうかを判断する際に、健康被害のおそれの有無等で、飲用井戸等の確認作業が必要になると考えられるため、自治体の手続に要する負担が増加すると想定される。
  一方で、事業者にとっても手続に係る時間的制約が大きい。

**→例えば、現行の「着手の30日前まで」を「着手の45日前まで※3」に延長するとともに、大気汚染防止法の期間短縮願のように、着手予定日を前倒して着手することを申請できる制度を創設することで、自治体における十分な審査時間の確保と、事業者における早期着手の実現ができないか。**

※3　45日間と想定している時間の内訳（①汚染のおそれの有無の判断：約2週間、②弁明の機会の付与に係る手続：約3週間、③調査命令に係る手続：約1週間）

# 2-1　自然由来等土壌の取扱いに関する合理化

## ＜自然由来汚染調査、自然由来等土壌（法施行規則第10条の2、法第18条第2項）＞

### 現行制度

**調査契機**

↓

**地歴調査**

↓

**自然由来汚染調査**
（900m格子の最も離れた２つの単位区画を含む30m格子での試料採取により汚染状態を評価）

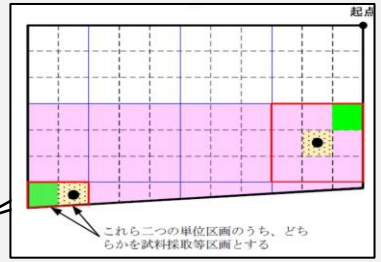


基準不適合、かつ健康被害リスクがないとき

↓

**自然由来特例区域**
- 区域間移動が可能
- 平成31年環境省告示第5号の適用除外
- 当該区域から発生する土壌について自然由来等土壌利用施設として利用可能

### 見直しの方向性（案）

**調査契機（自主調査）**

↓

**地歴調査**

↓

**試料採取等調査**

↓

**自然由来の判定**

条件※1に適合 → **区域指定制度から除外**
- 施工方法の制約はなし
- 自然由来等土壌の搬出する際に処理等の管理を義務化

条件に不適合

↓

**要措置区域 又は 形質変更時要届出区域**

※1　条件（例）
- 第二種特定有害物質（シアン化合物を除く。）による汚染が土壌溶出量基準に不適合
- 汚染濃度が土壌溶出量基準の10倍程度超過

土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3.1版）（令和4年8月　環境省）参照

### 現行制度の課題と提案

- 現行制度では、地歴調査の結果、汚染のおそれが自然に由来するものと認められる場合、人為等由来調査とは別の調査方法を行う必要があるところ、その由来の判断基準が曖昧であることから、自然由来特例区域に指定されることによる施工・搬出に係るメリットがあるものの、活用されにくい。※2
- 他方、自主調査を実施した結果、取扱履歴のない第二種特定有害物質による低濃度汚染の事例が多い。

**→試料採取等調査の結果から、特定有害物質の種類及び濃度から自然由来の判定をし、自然由来の条件に該当する場合は、区域指定制度から除外し、自然由来等土壌を当該対象地から搬出する際に、処理等の管理を義務付ける制度にできないか。**

※2　本市の自然由来特例区域の指定件数：2件（令和6年11月25日現在）

# 2-2　指定区域内における健康被害リスクに応じた施行基準の設定

## ＜要措置区域等内で形質変更する際の施行基準（法施行規則第40条第2項第1号）＞

### 現行制度

**最も浅い帯水層の中で土地の形質の変更を行う事例（その1）**

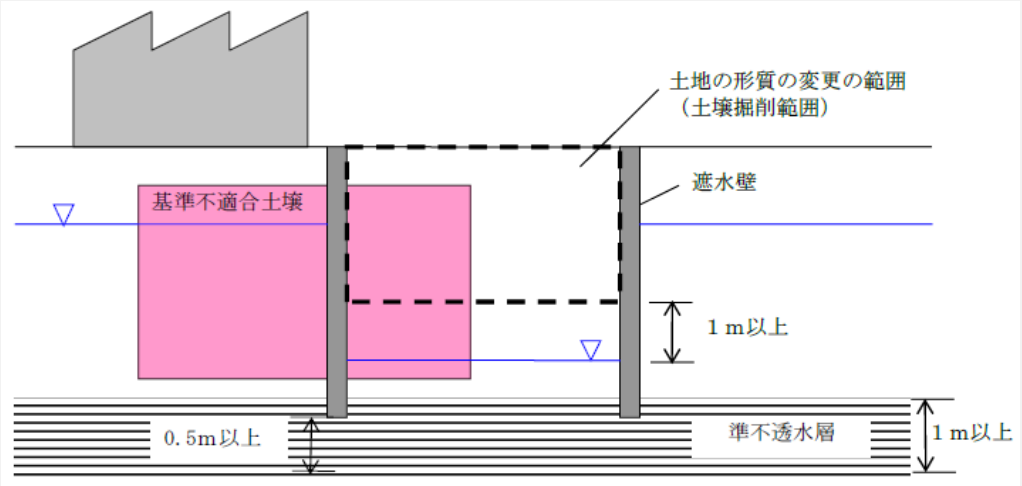


**最も浅い帯水層の中で土地の形質の変更を行う事例（その2）**

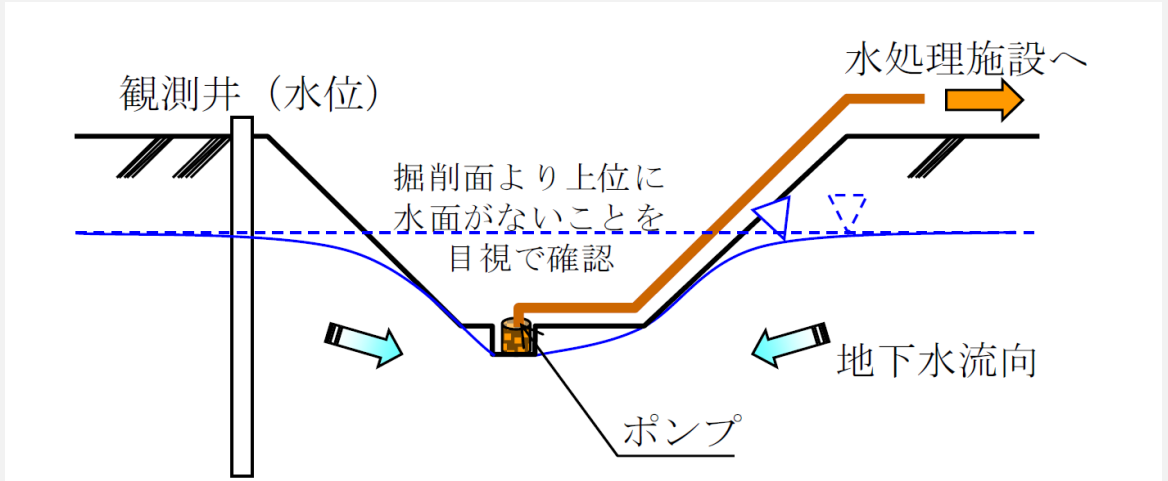


土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3.1版）（令和4年8月　環境省）参照

### 現行制度の課題と提案

- 現行制度では、特定有害物質の種類・濃度や区域の種類（埋立地管理区域や特例区域は除く。）といった健康被害リスクの有無に関わらず、土壌溶出量基準不適合の土壌が帯水層に接する場合、平成31年環境省告示第5号で定める施行方法で土地の形質の変更を行うことにより、当該基準不適合土壌又は特定有害物質の飛散等を防止するために必要な措置を講ずる必要があり、事業者にとって費用的負担が大きい。
- 加えて、当該施行方法に関する自治体への相談事例が多く、自治体間での運用にも差が見られる。

**→従来より形質変更時要届出区域（一般管理区域）に指定された区域で、人為等由来と考えられる特定有害物質（第一種特定有害物質やシアン）による汚染ではなくその汚染状態が第二溶出量基準以下であれば、当該施行基準の適用除外とできないか。**

# 2-3　実態に即した要措置区域等の指定に係る基準の設定

## ＜要措置区域、形質変更時要届出区域（法第6条、11条）＞

### 現行制度

調査契機

↓

土壌汚染状況調査

↓

基準不適合

↓

健康被害が生ずるおそれの判断※1

- あり → 要措置区域
- なし → 形質変更時要届出区域

※1 健康被害が生ずるおそれの判断
①地下水等経由の摂取リスク
・周辺の土地において地下水の飲用等があるかどうか
→ストレーナーの位置に関する規定はない。
②直接摂取リスク
・人が立ち入ることができる土地かどうか

＜2次元での指定＞

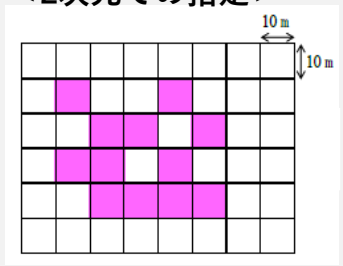


### 見直しの方向性（案）

調査契機

↓

試料採取等調査

↓

健康被害が生ずるおそれの判断※2

- あり → 要措置区域
- なし → 形質変更時要届出区域

※2 健康被害が生ずるおそれの判断
①地下水等経由の摂取リスク
・周辺の土地において地下水の飲用等があるかどうか
（ただし、第二種特定有害物質のような深度方向への移動性が低い物質については、飲用井戸のストレーナー深度が十分な深さ確保されている場合や、不透水層が何層もある場合等は適用除外。
その他、専用水道の受水側で対応している場合は、措置の内容を軽減する。）
②直接摂取リスク
・人が立ち入ることができる土地かどうか

＜3次元での指定＞

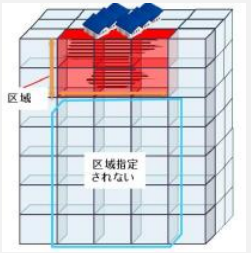


＜深度方向による飲用井戸の確認＞

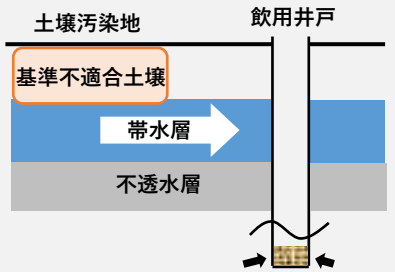


土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3.1版）（令和4年8月　環境省）、
土壌汚染対策法の見直しに向けた検討の方向性（令和6年6月　環境省）参照

### 現行制度の課題と提案

- 現行制度では、要措置区域に指定されると原則として土地の形質の変更が禁止になるため、市街地では要措置区域に指定されるかどうかによって、死活問題となる。
- 一方、本市には大規模商業ビル、病院、大学等が所有する専用水道の飲用井戸が臨海部も含めて点在しているところ、現行制度では、当該飲用井戸と汚染区画との水平距離によって、地下水等経由の摂取リスクの判断がなされることから、通常ストレーナー深度が深いところに位置する専用水道を有する上記事業場にとっては、土地の利活用の支障になっている。

**→区域指定を三次元化で行っていくことに併せて、要措置区域の指定要件についても、深度方向を考慮したものへと見直す。加えて、専用水道の受水側で対応している場合は、措置の内容を軽減する等の対応方策が検討できないか。**

# 3-1　法対象外土壌に関する運搬・処理基準順守の義務化

## ＜汚染土壌の区域外搬出（法第16条）＞

### 現行制度

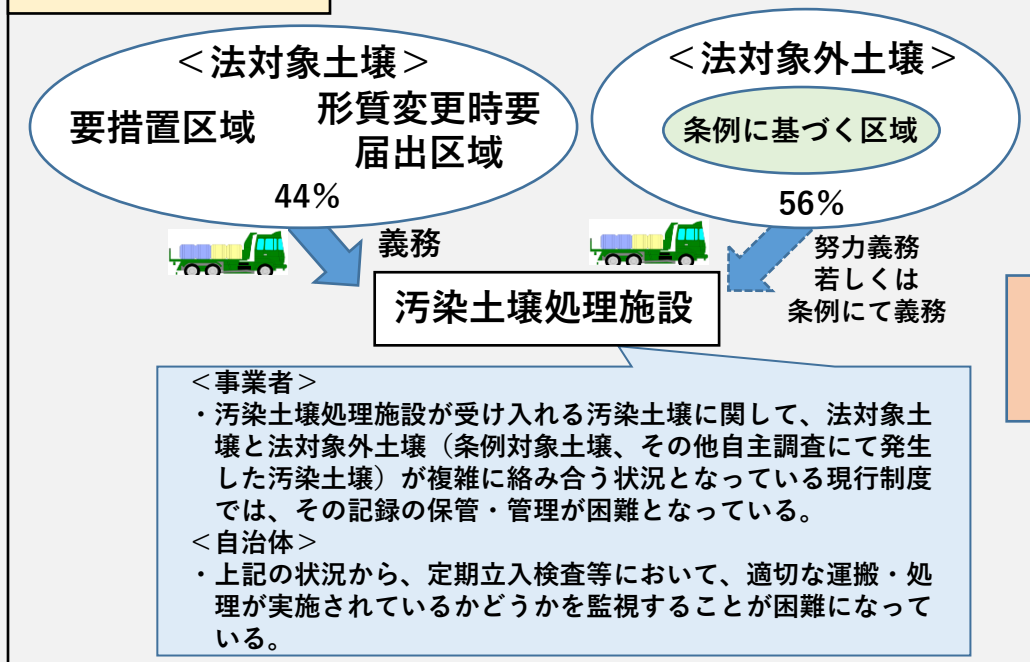


### 見直しの方向性（案）

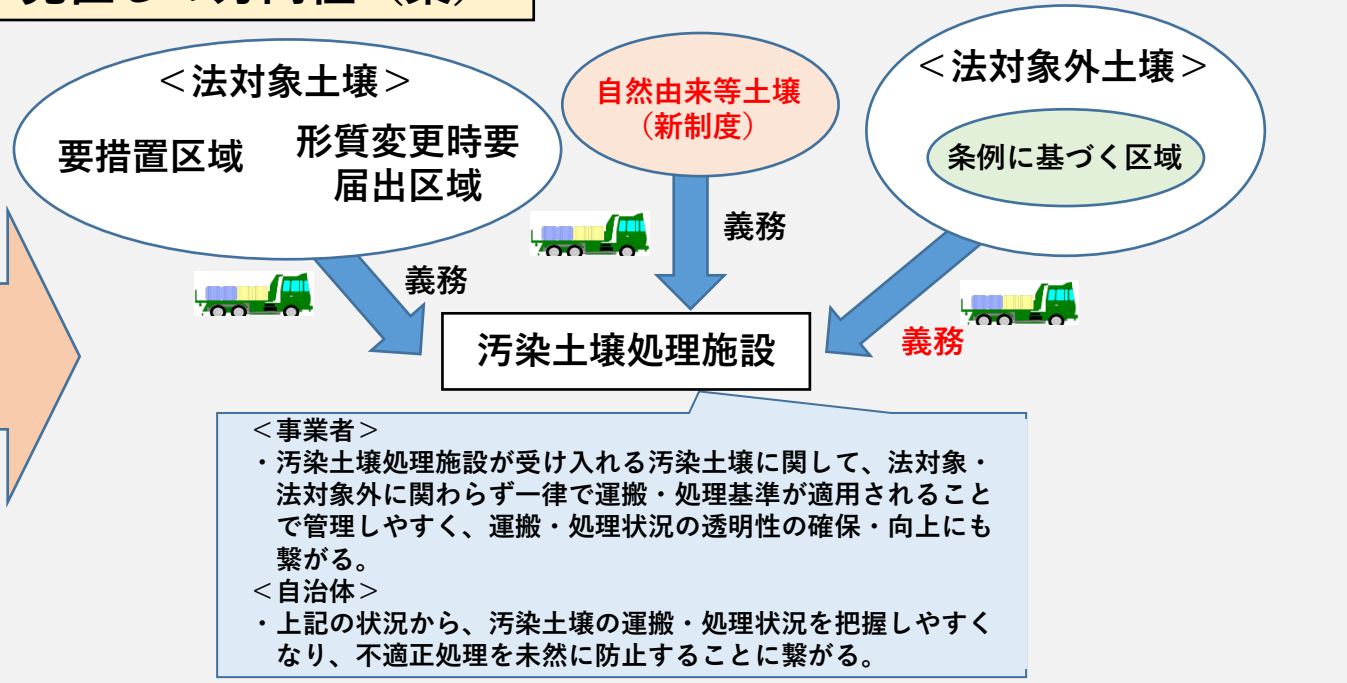


汚染土壌の処理業に関するガイドライン（改訂第4.2版）（令和4年7月　環境省）参照

### 現行制度の課題と提案

- 令和4年度施行状況調査結果によると、一次処理における法対象土壌の割合は全体の約4割、法対象外土壌の割合は全体の約6割となっており、運搬及び処理に係る基準の義務の対象範囲が限定的である。
- 汚染土壌は廃棄物と異なり外見的特徴がないため、現行制度における法対象土壌と法対象外土壌の枠組みだと自治体が汚染土壌の運搬・処理状況を網羅的に把握することが難しい。

**→自然由来等土壌を従来の区域指定制度の対象から除外することに併せて、法対象・法対象外に関わらず一律で運搬・処理基準を順守するよう義務化することができないか。**

# 3-2　再処理汚染土壌の運搬・処理状況に関する透明性の確保

## ＜汚染土壌の区域外搬出（法第16条）＞

### 現行制度

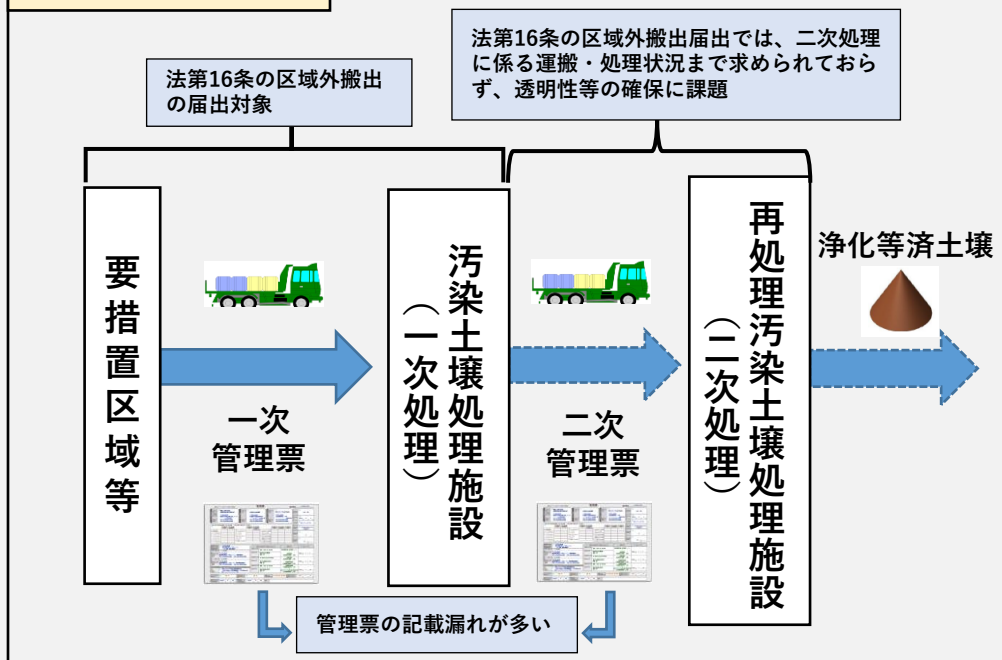


### 見直しの方向性（案）

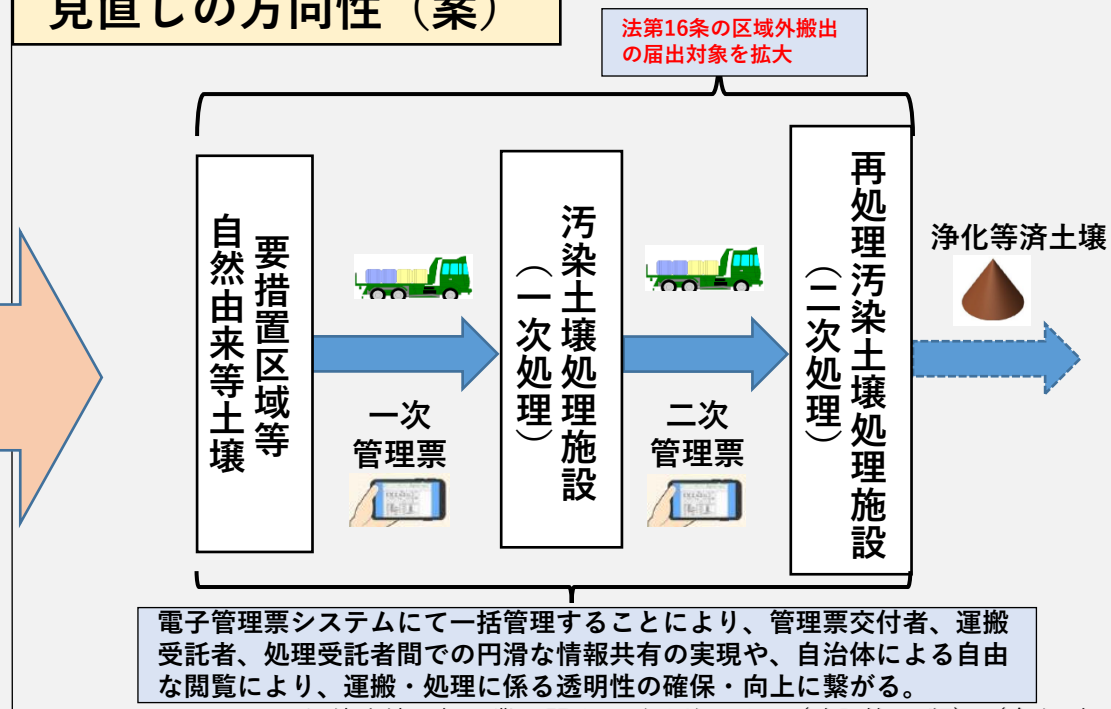


汚染土壌の処理業に関するガイドライン（改訂第4.2版）（令和4年7月　環境省）、電子管理票について（令和6年3月　環境省）参照

### 現行制度の課題と提案

- 令和4年度施行状況調査結果によると、汚染土壌処理施設における汚染土壌の処理量のうち、凡そ半分が一次処理（約650万トン）を経由して、二次処理（約300万トン）されている。
- 現行制度では、要措置区域等から汚染土壌を搬出する際の法第16条の規定に基づく届出において、一次処理までの運搬・処理状況までしか求めていない。二次処理においても二次管理票を交付することになっているものの、その過程で様々な搬出元の汚染土壌が混在することで、汚染土壌の運搬・処理の透明性等の確保に課題がある。

**→法第16条の区域外搬出届出書の対象範囲を再処理汚染土壌処理施設まで拡大するとともに、電子管理票システムによる情報の管理、公表により、汚染土壌の適正な運搬・処理の推進や透明性の向上を図ることが必要。**

# ご清聴ありがとうございました